

## 権利擁護シンポジウム

### 「障害者の生活支援と権利擁護」に参加して

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 大塚 昭男

精神障害者の相談援助を職務とする精神保健福祉士（PSW）の団体である、社団法人精神保健福祉士協会（PSW協会）は、標記のシンポジウムを開催した。これは、PSW協会が、精神障害者の生活支援と権利擁護に関する普及啓発事業の一環として、東京、札幌、福岡の全国3会場で順次開催したものである。

筆者は、2月19日に開催された東京都会場でのシンポジウムと講演を聴講したので、その一部を報告するとともに、精神保健福祉の観点から、障害者権利条約批准への道のりを考えてみたい。なお、文中、意見の部分は私見である。

#### 〈シンポジウム〉

##### 1. PSW協会における権利擁護の方向

最初に、主催者団体であるPSW協会権利擁護委員である金成透氏より、同協会における権利擁護の議論や事業の経緯が報告された。福祉の現場、ことに精神障害者については密室性が高いことから、数多くの権利侵害が発生し、ときには権利を守るべき援助者による権利侵害さえも起こってきたこと、また、無意識下の権利侵害にも留意すべきと、注意を促した。

また、本年2月に発刊された「みんなで考える精神障害と権利」が当日参加者に配布された（精神障害や福祉について一般市民に分かりやすく書かれた冊子であり、PSW協会のホームページからもダウンロードできる）。ところで、社会福祉士と同様の福祉士であるPSW協会も、長い議論を経て成年後見活動への取組を開始し、「認定成年後見人ネットワーククローバー」を立ち上げ、成年後見人等の養成、推薦を行っている。

##### 2. 障害者の生活支援と権利擁護

日本社会福祉士会で成年後見委員長を勤める星野美子氏が登壇し、成年後見の視点から発表を行った。星野氏は、福祉の専門家が成年後見人等となった場合の立ち位置について議論を進めた。後見制度の利用実体は後見類型が8割で、本来は本人の自己決定をより尊重すべき保佐・補助がもっと利用されるべきである、また高齢者の利用が8割で、精神・知的障害者が地域生活を送ることにほとんど利用されていない、さらに親族や関係者の相談は多いが、本当の本人の姿が見えず、声が聞こえてこないことが多いこと等を指摘した。専門職として、制度を活用することが目的になっているのであれば誤りで、制度利用は手段であるが、

実際にはそのようには使われていないのではないか。同氏の念頭には、昨年10月に開催された成年後見法世界会議での「横浜宣言（注1）」と「障害者権利条約」がある。成年後見制度は権利を制限する一面もある制度であること、保護の形態は定期的に見直されるべきであること、等が強調された。また、横浜宣言の考え方と、家庭裁判所の事務運用は対極にあるとの警鐘が発せられた。最後に、被後見人等が、「あなたにお任せします」と言うことがあるが、これは信頼の言葉ではなく諦めの言葉であり、「管理」を認容する言葉である。これは本来誤りであって、本人が、自らの力で生活できるような関係性作りが必要であると強く訴えた。

### 3. 地域における福祉と医療

次に、全国「精神病」者集団運営委員で、障がい者制度改革推進会議構成委員でもある関口明彦氏から報告があった。同氏は、広い意味での福祉と医療について、（精神障害者については両方が必要なのであるが）健全で強力な福祉的モデルを育成して生活支援を行い、その中の一部として医療的ケアを位置づけるべきで、契約に基づく自発的な入院については自立支援医療とし、契約に基づかない非自発的なものは公費で負担すべしと主張する。また、後見制度についていえば、保佐や補助の適用を求めて申立てたにもかかわらず、家庭裁判所が「勝手に」後見を適用する例があるとし、問題ではないかと指摘した。

### 4. 障害者権利条約と地域自立生活移行

最後に、身体障害者の立場から、NPO法人DPI日本会議事務局長で、障がい者制度改革推進会議構成委員でもある尾上浩二氏の発表があった。脳性麻痺をもつ同氏は長い施設生活を経験し、同氏の言葉によれば典型的な医療モデルでの暮らしであったが、ついに自立生活を実現した。同氏の悲慘ともいえる経験談は、身体障害者においてもサービス提供者から権利侵害を受けてきたことの証言である。そして、同氏の意志は、障害者権利条約に収斂する。同条約第19条1は、「障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。（注2）」と規定するが、社会的入院・入所は明らかな差別である。

わが国の障害者の置かれた状況と、権利条約の示す理念には遠い距離があるが、行政や社会に訴え、法制度を整え、社会資源を充実させ、一步一步の歩みを進めなければならないと思ったしだいである。

#### 〈講演〉障がい者権利条約の批准に向けて ～国内法の改正・整備～

講演者は、障がい者制度改革推進会議構成委員であり、「医療」合同作業チーム座長でもある前千葉県知事の堂本暁子氏である。

若き日のジャーナリスト時代の経験から語り始めた堂本氏は、あるとき、イギリス人記者から、日本のマスコミが精神障害者の差別を作っている、人権の視点から精神障害者を取り

上げたことがあるのかと指摘され、障害者の味方のつもりであった同氏は、水を浴びた思いであったと語った。このことが機縁となり「人間らしく生きたい」という報道特集を作った。

その後、県知事などを経験して長期間精神障害者に関わることが少なくなっていたが、その間、世界は大きく変わったにもかかわらず、日本は変わらなかったと指摘する。ことに、精神科医療を民間任せにしてきたことに国策上の間違いがあると指摘した。

次いで、障害者制度改革推進本部における議論の流れが紹介され、日本における初の当事者参加の会議であることが強調された。ここでの基本姿勢は、「精神障害者の非自発的な入院や身体拘束は人権上の問題があるとの視点に立ち、障害者の医療に関連する現行法体系を抜本的に改正する」ことである。推進会議の考え方を何に反映させるか、それは、障害者差別禁止法を作ること、総合福祉法の制定、そして障害者基本法の改正である。

推進本部は、昨年12月22日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見書」をとりまとめた。その主要な項目は、・精神障害者の社会的な入院を解消し、強制的措置を可能な限りなくす・非自発的入院に際しては、基本的人権の尊重の観点に基づき、障害のない人との平等を基礎とした実効性のある適正手続を保証する・そのため現行制度を大幅に見直し、新たな仕組みを構築する・精神科疾患の入院ニーズを精査し、国並びに都道府県は精神科病床の削減計画を立て、必要最低限の入院医療の短期かつ質の高い医療体制と、外来・往診等地域での医療体制を強化するための規定を設ける、等である。堂本氏は、今こそ精神障害者の地域移行を実現する時であり、地域での生活を保証できる専門職こそがP S Wであると、会場に熱くそして強くアピールした。

ところで、本年2月15日に公表された、「第12回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の厚生労働省のコメントは、前述の「第二次意見」に対してはゼロ回答であり、具体的な改善項目がなかった。精神障害者制度改革はまたもや瀬戸際に立たされている。堂本氏は、今こそ、当事者や家族、関係者が、人権的視点から精神障害者問題を見直すこと、医療モデルから社会モデルへの転換・移行を実現すること、情報を共有・伝達し、改革を実現するために行動を起こし、世論を喚起すること等を熱く、強く訴えた。

障害者権利条約は2006年12月に国連で採択され、2007年9月には日本政府が署名した。2010年10月23日現在、世界の95か国が批准している。わが国の政府も批准に向けた方向を示してはいるが、未だ批准には至っていない。その前提としての国内法の整備も、障害者基本法の改正についても先に述べたとおりであり、障害者差別禁止法も未だ成立の見通しが無い。成年後見制度も施行後11年が経過したが、この間にあぶり出された多くの課題、例えば、類型を3種に固定すること、権利を包括的に奪ってしまうこと、保護者問題などは、この障害者権利条約の観点から見ると、その理念において抵触することが多い。権利擁護を標榜する司法書士は、成年後見という職域を得て社会から評価を受けてきたと同時に、その問題も強く認識している。今後の改善提言等においては、障害者権利条約と、その理念を承認して発表された「横浜宣言」を強く意識して行動を起こすべきと考える。

(注1) 2010年成年後見法世界会議については、「実践成年後見」36号に特集がある。

(注2) 障害者権利条約の訳文については、政府仮訳を採用した。

リーガルサポート会員数5,475名 / 全国司法書士会員数20,313名 入会率27%

支部別 会員数及び入会率一覧表

平成23年4月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	LS	司法書士会	入会率	LS	司法書士会	入会率		LS	司法書士会	入会率	LS	司法書士会	入会率
札幌	153	429	36%	0	7	0%	石川県	66	189	35%	0	0	0%
函館	8	50	16%	0	1	0%	富山県	41	166	25%	0	1	0%
旭川	29	70	41%	0	0	0%	大阪府	405	2,203	18%	5	63	8%
釧路	21	81	26%	0	1	0%	京都府	151	510	30%	2	12	17%
宮城	86	295	29%	1	3	33%	兵庫	263	957	27%	0	14	0%
ふくしま	76	281	27%	0	3	0%	奈良	49	206	24%	0	1	0%
山形	53	160	33%	0	0	0%	滋賀	52	209	25%	0	4	0%
岩手	41	156	26%	1	2	50%	和歌山	35	153	23%	0	0	0%
秋田	46	123	37%	0	1	0%	広島	147	477	31%	5	11	45%
青森	27	135	20%	0	2	0%	山口	60	240	25%	1	3	33%
東京	852	3,343	25%	13	106	12%	岡山県	106	338	31%	0	11	0%
神奈川県	291	970	30%	2	37	5%	鳥取	34	107	32%	0	1	0%
埼玉	194	792	24%	1	11	9%	しほね	17	124	14%	0	0	0%
千葉県	142	647	22%	1	24	4%	香川県	50	170	29%	0	1	0%
茨城	79	298	27%	0	3	0%	徳島	42	143	29%	1	2	50%
とちぎ	57	216	26%	0	1	0%	高知	40	119	34%	0	2	0%
群馬	104	293	35%	0	2	0%	えひめ	65	244	27%	1	1	100%
静岡	149	446	33%	0	10	0%	福岡	327	856	38%	0	16	0%
山梨	42	129	33%	0	1	0%	佐賀	44	120	37%	0	7	0%
ながの	90	363	25%	0	1	0%	長崎	67	157	43%	0	2	0%
新潟	78	297	26%	0	9	0%	大分	45	166	27%	0	3	0%
愛知	231	1,134	20%	1	27	4%	熊本	110	314	35%	4	7	57%
三重	70	266	26%	0	3	0%	鹿児島	107	302	35%	0	5	0%
岐阜	104	356	29%	2	6	33%	宮崎	45	170	26%	1	3	33%
福井	44	133	33%	1	1	100%	沖縄	40	210	19%	0	2	0%
合計	5,475	20,313	27%	43	434	10%							